

川越市総合福祉センター

食堂出店者公募要項

令和7年11月

川越市福祉部 障害者福祉課

1 公募の目的及びコンセプト

川越市総合福祉センター（以下、「当施設」）の設置目的である高齢者・障害者の「自立支援」「生きがいつくり」「健康の維持増進」の達成に寄与するとともに、より魅力ある施設とするために、以下のコンセプトのもと、食堂等の経営に豊富な経験と能力を有する出店希望者を公募するものです。

■食堂のコンセプト■

・総合福祉センターの設置目的への貢献

施設の設置目的の達成のため、センター利用者の食堂利用に加え、指定管理者（川越市社会福祉協議会）が実施する各種の健康維持増進事業との連携（運動講座等と栄養バランスの取れた食事とのタイアップ等）による介護予防効果が期待されます。

・食堂をすべてのセンター利用者の交流広場として活用

開館時間中、食堂スペースを食堂利用者だけでなく、すべての施設利用者に開放し、高齢者や障害者、一般利用者、福祉団体等が交流広場として活用することで、市民の相互交流と福祉の向上に資することができます。

・地域活動支援センター等との連携

川越市社会福祉協議会が実施する地域活動支援センター・通所介護事業との連携を図り、その昼食提供にも活用します。

2 出店場所

所 在	川越市総合福祉センター1階食堂 （施設の詳細は別添1を参照） 川越市小仙波町2丁目50番地2
建 築 年	平成7年7月
使用予定面積（全体）	185.52㎡
うち、食堂	114.47㎡
うち、厨房	49.05㎡
うち、食品庫	6.84㎡
うち、休憩室	15.16㎡
客 席	12テーブル・45席



3 出店条件

(1) 出店方法

食堂のコンセプトに基づき、地方自治法第238条の4第4項の規定による行政財産の目的外使用許可により出店していただきます。

(2) 使用期間

使用期間は1年以内とし、これを更新することができます。使用期間の更新をするときは、使用期間満了の日の30日前までに行政財産使用許可申請書を提出しなければなりません。

(3) 出店開始日

出店開始日は令和8年4月1日（予定）としますが、市との協議により決定します。

(4) 営業時間

原則として、当施設の休館日（月曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日））を除く開館日の開館時間内（午前9時～午後9時）とし、想定する基準として昼食時間帯を含む4時間以上（例：午前11時～午後3時）とします。ただし、建物の設備点検等により、営業できない日、時間帯があります。

なお、コンセプトのとおり、食堂は食堂利用者だけでなく、当施設のすべての利用者が交流スペースとしても利用します。

(5) 使用料

川越市行政財産の使用料に関する条例に基づき算定した使用料（参考：令和7年度算出額で55万円程度）を、市が発行する納入通知書により、毎年4月末までに支払うものとします。

(6) 光熱水費等

施設使用部分における電気・ガス・上下水道の経費については出店者の負担とします。

(7) 厨房機器・設備等

- ① 食堂・厨房・食品庫・休憩室は、現在の状態で貸与します。
- ② 市が設置した既存の厨房機器・テーブル・椅子等の設備備品（別添2を参照）は出店者の希望により無償貸与します。なお、それらに修繕が生じた場合は市または指定管理者が実施します。
- ③ 出店者が必要に応じ機器を設置することができますが、市が無償貸与した施設、備品等と合わせ、出店者が自らの責任において維持管理していただきます。

- ④ 食堂には空調がありますが、厨房にはないため、令和8年度中に設置予定です。その場合、工期は約1か月を想定しており、この期間は営業ができなくなります。
なお、当該期間における行政財産使用料は、市の都合による工事のため還付します。

(8) 食器類

食器類をはじめとする食堂運営に必要なもので、上記以外のものは出店者負担とします。

(9) メニュー及び価格

昼食の各種メニューは、栄養と価格のバランスが取れ、利用者の健康の維持増進につながるものとし、交流機能として、コーヒーや菓子等のカフェメニューも取り扱うこととします。昼食については、最低限の基準として主食5品目（定食・丼物・麺類など）以上を取り扱うこととします。

なお、出店後の価格改定の際は、事前に市及び指定管理者と協議し、承諾を得たうえで実施するものとします。

(10) 清掃

厨房（食品庫及び休憩室含む）及び食堂の清掃は基本的に出店者が行うものとします。
なお、食堂の床清掃は2カ月に1回の頻度で指定管理者が実施します。

(11) 地域活動支援センター及び通所介護事業との連携

社会福祉協議会が実施する、地域活動支援センター及び高齢者デイサービス事業の昼食提供も、栄養と価格のバランスが取れ、利用者の健康の維持増進につながるものとして、行っていただきます。なお、同昼食は利用者に合わせたアレルギー食材等の禁食や細かい刻み処理もご対応いただきます。

(12) ごみの処理等

- ① 「川越市環境方針」に基づき、全庁的に環境配慮を心がけていますので、食堂で発生したごみ等廃棄物については出店者により適切に処理するものとします。また、その費用は出店者の負担とします。
- ② 下水道への排水については、川越市下水道条例に定める基準に適合するように適切に対応するものとし、現状の除害施設では基準に適合しない排水をする場合には、出店者において機器等を設置し対応するものとします。

(13) 営業許可の申請、衛生管理等

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が規定する諸官庁への届出は出店者が行うものとします。また、従業員及び食堂全体の衛生管理には特に注意を払っていただきます。

(14) 損害賠償

出店者は、施設の使用にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己責任でその損害を賠償しなければなりません。

(15) 法令順守

出店者は、食品衛生法のほか関係法令を順守し、当施設の食堂として誠実な運営を行うものとします。

(16) 使用上の制限

- ① 出店者は、施設を使用するにあたり、常に良好な状態で使用するとともに、許可期間中は食堂以外の用途に使用することはできません。
- ② 出店者は、市の承認を受けずに使用施設の現状を変更することはできません。
- ③ 出店者は、使用許可を受けた施設を第三者に使用させることはできません。

(17) 使用許可の取消し

市において公用若しくは公共用に供するため使用施設を必要とするとき、又は出店者が使用許可の条件に違反する行為があると認めるときは、いつでも許可を取り消し、又は変更することができるものとします。この場合に生じた損失について、川越市に対して補償を請求することはできません。

(18) 原状回復

使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合、出店者は直ちに自己の負担で市の指定する期日までに使用施設を原状に回復しなければなりません。
ただし、使用許可の更新をする場合はこの限りではありません。

(19) その他

当施設は、すべて禁煙となります。

4 応募

(1) 応募資格

応募資格者は、法人とし、かつ、次の条件をすべて満たしているものとします。

- ① 当施設の食堂のコンセプトを十分に理解し、出店に意欲的であること。
- ② 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- ③ 以下の全ての要件に該当する者としてします。
 - ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。

・会社更生法（平成14年第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く)でないこと。

・川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。

- ④ 市内に本店又は支店（営業店舗等を含む。）を有し、食堂等の飲食業を令和7年11月1日現在、1年以上継続して営業していること。
- ⑤ 保健所の飲食店の営業許可を受けていること。
- ⑥ 調理に従事する者のうち1名以上は正規専従社員とし、食品衛生責任者資格者証を有する者であること。
- ⑦ 法人市民税、法人税並びに消費税及び地方消費税等に滞納がないこと。
- ⑧ 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。

(2) 応募手続き

出店を希望する場合は、受付日時に次の提出書類を提出場所に直接持参してください。
メールや郵送等による受付は行いません。

（記載事項に不備のある書類は、受付けることができませんのでご注意ください。）

提出書類	1 応募申込書（様式1） 2 事業者概要書（様式2） 3 商業登記簿謄本（提出日から3カ月以内に発行されたもの。） 4 飲食店営業許可の写し 5 食品衛生責任者資格者証の写し 6 代表者の身分証明書 7 納税証明等申請書兼証明書（受付日前3カ月以内のもの）（様式3） 8 直近3年間の決算書の写し（単体・連結） 9 誓約書（様式4）
受付日時	令和7年12月22日（月）から令和7年12月26日（金）まで 午前9時から午後4時まで
提出場所	川越市元町1丁目3番地1 川越市役所1階 福祉部障害者福祉課管理担当 電話049-224-5785 内線2558
提出後の 辞退	令和8年1月5日（月）までに辞退届（様式5）を提出場所に直接持参し提出してください。

(3) スケジュール

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| ① 説明会・施設見学会 | 令和7年12月17日（水） |
| ② 応募申込受付 | 令和7年12月22日（月）～令和7年12月26日（金） |
| ③ 質問書受付 | 令和7年12月22日（月）～令和7年12月24日（水） |
| ④ 質疑回答掲載 | 令和7年12月25日（木） |
| ⑤ 企画書受付 | 令和8年1月5日（月）～令和8年1月8日（木） |
| ⑥ 出店者発表 | 令和8年2月6日（金）（予定） |

(4) 説明会及び施設見学会 ※応募した方は、できる限りご出席ください。

日時：令和7年12月17日（水） 午後4時～5時

場所：川越市総合福祉センター1階食堂

(5) 質疑への回答

応募者からの公募要項等に関する質疑を質問書（様式6）によりお受けします。受付期間に質問書を電子メールで提出してください。なお、この方法以外による質問（電話での問い合わせ等）は、回答いたしません。

受付期間	令和7年12月22日（月）から令和7年12月24日（水）まで
回答掲載日時	令和7年12月25日（木） ※川越市ホームページに掲載します。
提出先 メールアドレス	shogaisha★city.kawagoe.lg.jp （送信する際は、★を@に置き換えてください） ※メールの件名は、「川越市総合福祉センター食堂出店者公募の質問書」としてください。

(6) 出店企画書の提出

受付日時に出店企画書を提出場所に直接持参してください。メールや郵送等による受付は行いません。

提出書類	出店企画書（様式7） 15部
受付日時	令和8年1月5日（月） ～ 令和8年1月8日（木）まで 午前9時から午後4時まで
提出場所	川越市元町1丁目3番地1 川越市役所1階 福祉部障害者福祉課管理担当

(7) 応募書類について

応募にあたってご提出いただいた応募申込書をはじめとする一連の関係書類は、出店者の選定についてのみ利用し、返却いたしませんのでご了承ください。また、応募に係る関係書類の作成費用は申請者の負担とします。

5 出店者の決定

(1) 出店者の選定方法

応募者から提出していただいた書類について、別添3に基づき、企画内容や実施能力等を庁内選定会議において総合的に審査し、出店者を選定します。

なお、応募が複数者ある場合は選定会議委員の合計得点が最も高い者を選定し、応募が一者である場合はその妥当性を担保するため、選定会議委員の合計得点の平均が70点以上の場合のみ選定するものとします。

(2) 出店者の結果通知等及び時期

応募者全員に文書にて結果を通知します。結果通知の時期は、令和8年2月6日（金）を予定しています。審査の結果や内容についてのお問い合わせには、応じられません。

(3) なお、出店者の公表を市のホームページでも行う予定です。

6 その他

(1) 次の場合には、出店者としての決定を取り消します。

- ① 応募に係る提出書類に虚偽の内容があったとき。
- ② 応募資格を満たさなくなったとき。
- ③ 正当な理由なくして、使用許可申請等手続きをしなかったとき。
- ④ 出店者の決定から使用許可の手続きまでの間に、出店者について資金事情の変化等により食堂運営の履行が困難であると市が判断したとき。
- ⑤ 社会的信用を著しく損なうような行為等により、出店者としてふさわしくないと市が判断したとき。

(2) 出店者は提出した企画書に沿って事業を運営するものとし、当該内容に変更が生じる場合は、事前に市及び指定管理者と協議し、その承認を得ていただきます。

(3) この要項に定めのない事項は、市及び指定管理者と都度誠意をもって協議し決定します。